

## (別紙)

### ～保育所等における濃厚接触者範囲の考え方の目安～

令和4年3月

長野県県民文化部こども・若者局こども・家庭課

園児（児童）、職員の新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した際の濃厚接触者候補者リストの作成の参考にしてください。

濃厚接触者の特定は各園（所）から提出された候補者リストを基に保健所が行います。

#### 1 濃厚接触者の考え方

感染可能期間（発症2日前から最終登園（勤務）日まで、無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日2日前から最終登園（勤務）日まで）に接触した園児及び保育士等職員の内、次の方。

- ・ 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接触れた可能性の高い方  
1メートル以内の距離でどちらか一方でもマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当すると考えられます。
- ・ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、適切なマスク着用やグローブなど必要な感染予防策なしで、感染者と15分以上の接触があった方

#### 【具体例】

原則として1つでもあてはまる場合は濃厚接触者と考えられます。

- ・ 感染者と同居
- ・ 陽性者との距離が十分に取れていなかった
- ・ 陽性者と接するときにマスクをつけていなかった
- ・ 陽性者と接するときに鼻出しマスクや顎マスク等をしていた
- ・ 陽性者と一緒に大きな声を出したり、息が荒くなるような活動を行った
- ・ 陽性者と一緒にマスクの着用なしで歌った
- ・ 陽性者と一緒に過ごす室内で常時又は30分に1回程度の換気をしていなかった
- ・ 陽性者と一緒に食事、おやつを食べるとき黙食が行われていなかった
- ・ 陽性者と対面で食事、おやつを食べた
- ・ 陽性者と同時に1メートル以内の距離ではみがきを行った
- ・ 適切な感染防護なしに陽性者の食事補助、おむつ替え、ねかしつけ、はみがき（仕上げ磨き）等を行った（マスクやグローブ等の適切な着用がなかった）

※マスクは、双方が適切に着用した場合のみ感染対策として有効です。

※長時間保育や土曜・日曜保育、行事等の状況も確認して作成してください

#### 2 ハイリスク者

高齢者、基礎疾患を有する方、妊娠中の方など、感染した場合に重症化リスクが高い方

濃厚接触者や接触者にお願いする事項は以下のとおりです。

お子さんが濃厚接触者等となった場合は、保護者の方は以下の事項について御留意ください。

長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課

## 1 濃厚接触者にお願いする事項

### ア 外出自粛

健康観察期間中（陽性者と接触があった日の翌日から7日間）は、以下に留意し、不要不急の外出はできる限り控えてください。

- ・濃厚接触者の園児がいるご家庭では、感染予防対策（マスクの着用（未就学児は無理のない範囲で。なお、2歳未満は推奨しません）、石けんによる手洗いやアルコール消毒、定期的な換気等）を行ってください。
- ・職員は、休暇を取得する等、他者と接触しないよう調整してください。
- ・買い物は、ネットスーパーの利用や家族・知人等に頼む等の方法も検討し、店舗へ行く場合は、混雑していない時間帯を選び、マスクの着用等感染対策をした上で、短時間で済ませてください。
- ・持病の定期受診がある場合は、事前にかかりつけ医に相談してください。
- ・健康観察期間（陽性者と接触があった日の翌日から7日間）終了の翌日から通常の生活を送っていただいてもかまいません。
- ・陽性者と接触があった日の翌日から4日目及び5日目に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性が確認された場合は、5日目から通常の生活を送ることができます。

### イ ハイリスク者及びハイリスク者と同居している方の確認

保健所では、原則として濃厚接触者の内、ハイリスク者\*及びハイリスク者と同居している方について検査を検討します。該当者については、保育所等から把握している範囲で保健所へ連絡しています。検査については、保健所又は保育所等から連絡があります。2日以内に連絡がない場合は保育所等に申し出てください。

※ハイリスク者：高齢者、基礎疾患を有する方、妊娠中の方など、感染した場合に重症化リスクが高い方

## 2 陽性者と接触があった方全員（濃厚接触者含む）にお願いする事項

### ア 健康観察

- ・健康観察期間：新型コロナウイルス感染症陽性者と接触があった日の翌日から7日間、ご自身で健康観察をしてください。
- ・発熱、咳、のどの痛み、倦怠感等などの症状がみられたら、まずはかかりつけ医に電話で陽性者と接触があったことを伝えた上で、受診してください。
- ・かかりつけ医がない場合は、受診・相談センターにご相談ください。

受診・相談センター

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-soudan.html>

### イ 感染リスクの高い行動を控えること

健康観察期間中は、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えてください。

このお願いは長野県こども・家庭課が感染症対策課からの通知を基に作成しました

# オミクロン株流行下における積極的疫学調査について



長野県では、オミクロン株の特徴を踏まえ、社会機能を維持しながら県民の皆様の命と健康を守るため、保健所における濃厚接触者の調査・特定及び行動制限等について、当面の間、以下のとおりとします。

## ① 陽性者の同居者

- 保健所が濃厚接触者を特定し、健康観察・外出自粛等を要請
  - ✓ 濃厚接触者は陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）の翌日又は感染対策を講じた日の翌日から7日間待機<sup>※1,2</sup>
- 原則、濃厚接触者のうちハイリスク者<sup>※3</sup>及びハイリスク施設職員に対し行政検査を実施



## ② ハイリスク施設（医療機関、高齢者・障害者施設等）

対象施設は裏面

- 保健所が濃厚接触者を特定し、健康観察・外出自粛等を要請
  - ✓ 濃厚接触者は陽性者との最終接触日の翌日から7日間待機<sup>※2,4</sup>
- 濃厚接触者に対し行政検査を実施



## ③ 保育所、幼稚園、小学校等

対象施設は裏面

- 施設・学校等の協力の下、保健所が濃厚接触者を特定
- 施設・学校等から濃厚接触者へ健康観察・外出自粛等を依頼
  - ✓ 濃厚接触者は陽性者との最終接触日の翌日から7日間待機<sup>※2,4</sup>
- 原則、濃厚接触者のうちハイリスク者<sup>※3</sup>、ハイリスク者と同居している者、ハイリスク者が在籍する特別支援学校に対し行政検査を実施<sup>※5</sup>



## ④ 事業所等（②、③除く）

- 原則、保健所による濃厚接触者の調査及び外出自粛等の要請は実施しない（集団感染の発生時等は、必要に応じて保健所による濃厚接触者の調査や行政検査を実施）
- 陽性者が確認された事業所等には自主的な感染対策を要請
  - ✓ 陽性者と接触があったことのみを理由として出勤を制限する必要はないが、抗原定性検査キットによる自主検査等を推奨
  - ✓ 陽性者と接触があった方は、最終接触日の翌日から7日間はハイリスク者<sup>※3</sup>との接触、ハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食やイベントを控える
  - ✓ 感染対策を行わずに陽性者と飲食をした場合等は、出勤を含む7日間の外出自粛の感染拡大防止対策の実施等



- ※1 新たに別の同居者の陽性が確認された場合は、改めて待機期間を設定する
- ※2 4日目と5日目に抗原定性検査キット（薬事承認されたものに限る）で陰性の場合、5日目に待機解除が可（保健所へ待機解除の連絡は不要）
- ※3 ハイリスク者とは高齢者や基礎疾患を有する者など、感染した場合に重症化リスクの高い者をいう
- ※4 毎日の検査等により待機期間中の業務への従事が可（要件の詳細は裏面を参照）
- ※5 休園が困難な保育所等の職員には抗原定性検査キットを配付

- 陽性者と接触した方は、最終接触日の翌日から7日間は、感染リスクの高い場所の利用や会食等を控え、特にハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問を控えるようお願いします。
- また、検温等自身の健康観察に努め、症状が現れた場合は速やかに医療機関を受診してください。

## 高齢者施設等に該当する施設

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

※通所・訪問系の事業所については、入浴介助・食事介助などの接触状況等に応じて対象とします

## 障害者施設等に該当する施設

障害者支援施設、共同生活援助事業所、重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合のみ）、福祉ホーム、短期入所事業所、療養介護事業所、宿泊型自立訓練事業所、障害児入所施設

※通所・訪問系の事業所については、入浴介助・食事介助などの接触状況等に応じて対象とします

## 保育所、幼稚園、小学校等に該当する施設

保育所（地域型保育事業所、認可外保育施設含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、放課後児童クラブ

上記施設において、濃厚接触者が待機期間中に業務に従事するためには、次の要件を満たす必要があります

- 他の職員による代替が困難な職員であること
- 新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を実施済みで、3回目接種後14日間経過した後※<sup>1</sup>に陽性者と接触があり、濃厚接触者に特定された者であること
- 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査（PCR検査等）又は抗原定量検査※<sup>2</sup>により検査を行い、陰性が確認されていること
- 濃厚接触者である当該職員の業務を、施設の管理者（施設長、園長、校長等）が了解していること

※<sup>1</sup> 2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後でも可

※<sup>2</sup> 当該検査による実施が困難な場合は、抗原定性検査キットでも可

